

2022年

(令和4年)

4月号

なら

通巻374号

労働時報

CONTENTS

- 労働委員会委員による労働相談を実施します 1
- 県の「外国人雇用相談窓口」のご案内 2
- 若者の技能検定受検手数料の減免対象者変更のお知らせ 2
- 中退共制度にお任せ!会社の退職金制度 2
- 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業&なら女性活躍推進倶楽部 登録募集中! ... 3
- 社員・シャインな職場訪問記⑨ 4
- パワーハラスメント防止措置が中小企業の事業主にも義務化されます! 5
- 有期雇用労働者の育児・介護休業給付金 受給要件が緩和されます! 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6



地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階



労働相談ダイヤル

奈良県労働相談 実施日変更のお知らせ 令和3年4月1日から、労働相談が**事前予約制**に変更になりました! (*中小企業労働相談所のみ)

名称	設置場所	相談方式	相談実施日
中小企業労働相談所	電話相談のみ	事前予約制 電話(0120-450-355)	月曜日～金曜日 (9時～18時)
北和地区 中小企業労働相談所	エルトピア奈良 (奈良労働会館)	電話(0742-26-6900)、対面	第2土曜日 (13時～17時)
中和地区 中小企業労働相談所	エルトピア中和 (中和労働会館)	電話(0745-22-6631)、対面	第4土曜日 (13時～17時)

労働相談(予約～相談)の流れについて



奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。

☎0742-20-4431
月～金 8時30分～17時



しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

☆労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します!☆

奈良県労働委員会

- 労働委員会は、労働者又は労働組合と使用者との間の労働条件その他労働関係に関するトラブルについて当事者による自主的な解決が困難になった場合に、中立・公平な第三者としてトラブルの解決をお手伝いをする機関です。
- 解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関するトラブルの解決をお手伝いするため、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します。ぜひ、この機会にご利用ください。

労働相談会の開催日時・場所

2022年4月14日(木)	11月10日(木)
5月12日(木)	12月8日(木)
6月23日(木)	2023年1月12日(木)
7月14日(木)	2月9日(木)
8月25日(木)	3月9日(木)
9月8日(木)	

<時間>15時～16時(1人あたり30分程度)
<場所>奈良市法蓮町757
奈良県奈良総合庁舎2階会議室

10月の労働相談会は、夜間・休日に行う予定です。
日程は、8月号に掲載します。

概要: 奈良県労働委員会委員(弁護士等、労働組合役員、企業役員等の三者一組)が、公正・中立な立場で、労働条件その他労働関係に関する相談(募集や採用の相談は除く。)をお受けします。

(相談例)・突然解雇された

- ・残業代が支払われなかった
- ・労働条件の不利益変更を受けた
- ・配転命令を出したが拒否された
- ・社員から高額な退職金を要求された など

対象: 県内在住または在勤の労働者
県内に事業所のある事業主

費用: 無料

申込み: 事前予約制(相談日の前日16時30分まで)下記までお電話ください。

奈良県労働委員会事務局 電話番号 0742-20-4431(直通)

外国人の雇用に関して、疑問や不安、お悩みはありませんか？

県の「外国人雇用相談窓口」のご案内

県では、県内事業者を対象とした「外国人雇用相談窓口」を令和3年5月に設置し、電話やメールなどで外国人の雇用に関する相談を受け付けています。

外国人の雇用を検討されていたり、すでに雇用しているが労務管理や日常生活の支援などで悩んでおられる県内事業者からの電話でのご相談を、以下のとおり受け付けています。

また、令和4年4月から、県内での就職を考える外国人の方のご相談にも対応しています。

TEL : 0742-27-8812

平日午前9時30分～午後4時(土日祝・年末年始除く)



メールでのご相談は、県のホームページの「外国人雇用に関する相談窓口」の問い合わせフォームに必要事項を記入して送信してください。

また、電話やメールではご相談が困難な場合は訪問相談も行っています(県内事業所のみ)。

若者の技能検定受検手数料の減免対象者変更のお知らせ

令和4年度前期技能検定試験より、実技試験の減免対象者が35歳未満の方から**25歳未満の雇用保険被保険者**へ変更されます。



減免には上記以外の条件もありますので、詳しい内容についてはこちらをご確認ください。



URL: <https://www.pref.nara.jp/module/93468.htm>

お問い合わせ

奈良県産業・観光・雇用振興部
雇用政策課能力開発係

TEL: 0742-27-8834

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

[中退共](#) [検索](#)

<http://chutaikyo.taisyokuin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業募集中!!

奈良県では、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集しています!

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」とは、仕事と家庭の両立や多様な働き方など働きやすい職場づくりを応援する制度です。



奈良県社員・シャイン
職場づくり推進企業

どうやって職場の業務の見直しや効率化をしよう

職場の働き方改革で次に何を取り組もうとお悩みの事業所の皆様!

その第一歩に「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」に登録しませんか?

登録をすると、企業のイメージアップやPR効果アップ!
表彰企業は県の広報誌や労働時報で紹介します!

令和3年度登録企業のご紹介(※令和4年3月1日現在)

- 高田重機建設株式会社
- クロスインテクノ株式会社
- 秋津鋼材株式会社
- 株式会社和田工務店
- 株式会社山本興業
- 有限会社石切工務店
- 株式会社ヒロセ家工房
- 有限会社栄林建設
- 株式会社中野工業
- 和光建設株式会社
- 翔星建設株式会社
- 赤木工業株式会社

県内12社の登録がありました!
県全体で職場環境の改善を行っていきましょう!



お問い合わせ

奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課労政福祉係

TEL : 0742-27-8828

URL : <http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

社員・シャイン

検索



なら女性活躍推進倶楽部 会員募集中!

■「なら女性活躍推進倶楽部」とは?

県内の企業に会員登録いただき、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりをめざし、関係団体とともに様々な取組を展開する奈良県の事業です。

※「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」に登録されているみなさまは、労働法令遵守の根拠資料の提出が不要になるなど、よりスムーズにお手続きいただけます!



「なら女性活躍推進倶楽部」の3つの柱

- ① 企業の魅力発信
- ② 働きたい女性が企業と出会う場づくり
- ③ 会員間交流による企業のマインド改革

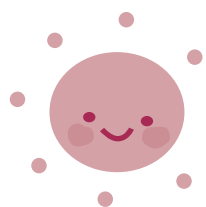
お問い合わせ・会員登録手続き等

奈良県子ども・女性局女性活躍推進課

☎ 0742-27-8679 奈良市登大路町30

- 詳細は県HP(右2次元コード)をご覧ください
- 登録申請書類をダウンロードできます





社員・シャインな職場訪問記 49



子育てなどで離職した女性たちの復帰を積極的に支援するなど、働きやすい職場づくりを推進する株式会社リンクスハート(美容室)様。令和2年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・女性活躍推進部門」で表彰されました。取り組み内容について、辰巳正彦社長にお話をうかがいました。



株式会社リンクスハート

事業内容：美容業

所在地：桜井市粟殿380

TEL：0744-43-6088

URL：<https://links-nara.com/>

従業員の約9割を占める女性が働き続けられる環境づくりを

当社は、約9割が女性社員です。その女性たちが働きやすい職場へと改善を重ねてきました。きっかけとなったのは、8年前に幹部クラスの女性社員が病気で亡くなったことでした。当時は法人ではなかったため、傷病手当などの制度が十分ではありませんでした。その時に、奈良県で一番良い会社を作ろうと誓いました。

まず、法人格を取得して社会保険に加入したほか、理美容業界では珍しい完全8時間労働としました。技術講習会も夜間ではなく、月に1回、営業日の1日店を閉め、正社員、パートスタッフにもお給料を頂いてもらい、技術講習を行なっています。美容師を辞める理由として、自分のスキルへの不安が一番多いので、それを徹底的に排除することで逆に自信を持って働いてもらうことが狙いです。

子育てなどで一度離職したママたちの復帰を積極的に支援

当社の取り組みの1つとして、子育てなどで一度離職した主婦の方の復帰支援を積極的に行っています。例えば、離職時にハサミなどの道具を手放した方に無料レンタルを行っているほか、ブランクに対する不安解消のための復帰プログラムも用意

しています。さらに子育て中の方は、保育士の常駐する社内託児所を低料金で利用できます。彼女たちには技術以上に、人間力、特にお客様とのコミュニケーション能力に期待するところが大きいですね。

高校を卒業したばかりの美容師希望者には、美容学校に行きながら、当社で働くことができるよう、また、遠方から入社した方には、経済的に自立できるまでの生活支援ができるよう女子寮も用意しています。

スタッフの辞めない美容室がお客様の安心感、信頼感に

働きやすい職場づくりには、少子化、超高齢社会のなかで優れた人材を確保するという意味がありますが、当社でいえば、この8年間で退職者がほとんどおらず、それがお客様の「いつ行っても変わらないスタッフが施術してくれる」という安心感、信頼感につながっています。

今年から橿原店では、日曜と祝日も定休日になりました。また、最近は介護施設や就労支援施設への移動美容室として専用車両を備え、できるだけ若いスタッフと出かけています。車椅子の方への施術を経験することで、先を読んだ配慮や気遣いが深められているようです。今後も当社の従業員には美容師として幅を広げてほしいですし、職を通して人生を学んで欲しいと考えています。何より、美容業界に夢を持って飛び込んできてくれる若い人が増えることを願うばかりです。



中小企業の事業主の皆さま

労働施策総合推進法に基づく

令和4年
4月1日より

「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます
(令和4年3月31日までは努力義務)。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラに関する 事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること <small>※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。</small>

奈良労働局 雇用環境・均等室

電話：0742-32-0210

令和4年
4月1日～

有期雇用労働者の育児・介護休業給付金 受給要件の緩和

現行

● 育児休業の場合

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
- (2)1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでない

● 介護休業の場合

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
- (2)介護休業開始予定日から93日経過日から6ヶ月を経過するまでに契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

育児休業・介護休業いずれも

- (1)の要件を撤廃し、
- (2)のみになります

※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

奈良県労働局 職業安定部 職業安定課

電話：0742-32-0208

労務改善 Q&A

Q 今春から就職が決まっている新卒内定者の内定を取り消したり、入社してすぐに休ませてもいいのでしょうか。

A 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消は無効となります。事業主は、このことについて十分に留意し採用内定の取り消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるようになるとともに、まずはハローワークにご連絡ください。
また、新入社員を自宅待機等休業させる場合には、当該休業が使用者の責めに帰すべき事由によるものであれば、使用者は、労働基準法第26条により、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

厚生労働省ホームページより抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成29年度	1,348,257	51,867	105,419	※1.79	218,522	291,747	※1.34 (※1.39)
30年度	1,340,070	48,199	108,079	※2.24	203,047	302,096	※1.49 (※1.62)
令和元年度	1,331,330	46,994	104,187	※2.22	202,222	297,141	※1.47 (※1.55)
令和2年度	1,322,970	46,022	88,059	※1.91	215,697	245,614	※1.14 (※1.10)
令和3年4月	1,317,431	5,239	7,585	2.11	19,177	21,038	1.18 (1.09)
5月	1,317,096	3,604	6,992	2.02	18,712	20,218	1.21 (1.09)
6月	1,316,306	3,906	7,394	2.02	18,401	20,345	1.23 (1.13)
7月	1,315,605	3,594	7,233	1.98	17,596	20,107	1.23 (1.15)
8月	1,315,007	3,692	7,299	1.76	17,646	20,317	1.18 (1.14)
9月	1,314,445	3,874	7,781	2.04	17,873	20,940	1.18 (1.16)
10月	1,313,847	3,894	8,548	2.06	18,008	22,142	1.12 (1.15)
11月	1,313,335	3,570	7,496	1.73	17,642	21,937	1.19 (1.15)
12月	1,314,186	3,037	7,641	1.92	16,826	21,490	1.13 (1.16)

※年度は原数値 (奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

	賃 金 (円)		労 働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成29年度	277,670	231,259	136.2	7.7
30年度	270,708	225,666	131.1	6.9
令和元年度	265,623	222,947	127.6	7.2
令和2年度	264,384	222,410	126.3	6.5
令和3年4月	221,599	214,494	126.9	6.1
5月	211,402	208,755	115.2	5.6
6月	317,063	212,349	123.0	5.2
7月	293,465	219,409	125.6	5.4
8月	224,368	216,473	117.9	5.5
9月	219,787	216,914	124.2	5.5
10月	221,858	214,960	123.4	5.6
11月	222,809	216,546	125.4	5.8
12月	445,268	213,591	123.3	6.3

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻374号 令和4年4月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>